



羽の情報便

税金の延滞と滞納のペナルティ

納期限を過ぎた場合の延滞金や納期限までに全額納付しない滞納のペナルティについてご説明します。

■納期限を過ぎた場合の延滞金

納期限の翌日から納付日までの期間に応じて以下の率により計算します。

下記の特例基準割合とは、各年の11月30日の公定歩合に年4%の割合を加えたものをいいます。平成21年度中の特別基準割合は4.5%です。

年率	納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間	特例基準割合
		納期限の翌日から1ヶ月を経過した日以降の期間

$$\text{延滞金} = \frac{\text{税額} \times \text{日数(A)} \times \text{特別基準割合}}{365(\text{日})} + \frac{\text{税額} \times \text{日数(B)} \times 14.6\%}{365(\text{日})}$$

100円未満の端数または金額が1,000円未満の延滞金は全額を切り捨てます。日数(A)は、納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの日数、日数(B)は、延滞日数が特別基準割合を超えた場合の、その超えた日数となります。

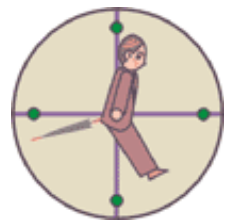
■滞納と滞納処分

滞納とは、定められた納期限までに全額納付しないことをいい、滞納すると督促状などが発行されます。それでも納められない場合は、滞納処分(財産の差し押さえ等)が行われます。

■申告納付にかかる加算金

法人の事業税など申告納付する税金には、申告税が少なかったり、申告期限に遅れたりすると以下のような加算金がかかりますので注意が必要です。

過少申告加算金	期限内申告で、その申告が実際より少額であったため、増額の更正を受けた場合など	増差税額の10%(更に5%加算の場合あり)
不申告加算金	期限内に申告をしなかった場合	税額の5%または15%(更に5%加算の場合あり)
重加算金	故意に税を免れようとした場合	増差税額の35%または40%



当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務! <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中!
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。
 ■まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>) ■melma! (<http://melma.com/>)

お客様からのQ & A

資本金五千万円の三月決算の法人が二つあり、決算時の消費税の年税額は、A社が四八〇万円、B社は三九〇万円でした。両社で消費税の中間納付の回数、金額に違いはありますか？

消費税の前課税期間の年税額が四十万円を超え、四〇〇万円以下の場合、課税期間を半年毎に区切り、その期間の最後の日から二ヶ月以内に前課税期間の年税額の半分の額を納めます。三月決算の場合、四月～九月までの期間について、十一月末日までに中間申告による納付を行います。

消費税の前課税期間の年税額が四〇〇万円を超え、四八〇〇万円以下の場合、課税期間を三ヶ月毎に区切り、その各期間の最後の日から二ヶ月以内に、前課税期間の年税額の二十五パーセントの額を納付します。三月決算の場合には、四月～六月、七月～九月、十月～十二月の各期間について、最後の日から二ヶ月後末日までに中間申告による納付を行います。



スケジュール帳

税金まめ知識（第32回）申告納税制度

申告納税制度とは、納税者が自分で税務署へ所得などの申告を行うことにより税額が確定し、この確定した税額を自ら納付する制度です。これに対して、行政処分などにより税額を確定する方法を賦課課税制度と呼びます。また、一般的に給与や利子、配当など特定の所得の支払時に、その支払者が所得税を源泉徴収して税務署に納める源泉徴収制度があります。

主な国税には、所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税があり、地方税には、住民税、固定資産税、自動車税などがあります。申告期限を過ぎてから申告すると、加算税や延滞税が課される場合もありますので十分注意してください。

■主な国税の申告期限

税金の種類	個人	法人
所得税（確定申告）	1月1日～12月31日の所得を翌年2月16日～3月15日まで	—
法人税	—	事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内
消費税	1月1日～12月31日の分を翌年3月31日まで	事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内
消費税（課税期間短縮）	短縮した各課税期間終了後2ヶ月以内（12月を含む課税期間については翌年3月31日まで）	短縮した各課税期間終了後2ヶ月以内
贈与税	贈与を受けた年の翌年2月1日～3月15日まで	—
相続税	相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヶ月以内	—

申告期限が、土曜日、日曜日、国民の祝日、休日、12月29日から翌年1月3日までの日の場合は、その翌日が申告期限になります。



2月の税務カレンダー

2月中の市町村の条例で定める日
固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付



2月10日（水）
1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付



3月1日（月）

12月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞

6月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

毎月の電気代でコスト削減 定税

～月々の電気代を最大40%コストカット！～ の償却資産 に関する

毎月お使い頂いている電気の使用量・使用時間・方法等を適切な使用の契約に見直すサービスです。
電力会社への複雑な申請作業は、弊社が全て代行しますのでご安心ください。

成功事例20 : 書店 (年間 21.5%の削減)

合理化前		合理化後	
年間の電気料	2,843,861円/年	年間の電気料	2,231,801円/年

年間の電気料金削減金額 1年間で 612,060円 10年間で 6,120,600円

とにかく電気代削減診断（無料）だけでも弊社にお任せください。
その後、契約変更するか否かは、お客様のご判断です。



ちょっとコーヒーブレイク！

税金クイズ (3)



【問】

競馬で大穴を当て臨時収入となりました。友人から競馬で当たったときは申告が必要と聞きました。さて問題です、この申告する際に必要経費とならないものは次のうちどれでしょう。

- ① 馬券を買いに行くための交通費
- ② 当たり馬券を買った金額
- ③ 観戦席（いわゆる特観席）の料金



【正解】①と③

競馬で当たった利益は一時所得となります。一時所得ではその収入を得るために直接使ったお金だけが経費として認められるため、この場合は②の当たり馬券を買った金額だけが必要経費となります。それ以外の交通費などは必要経費とはなりません。



今月のコラム

今年の冬は、ここ数年と比較すると雪の日が多いように思います。東京も積雪量こそ少ないですが、ちよつと寒いなあゝと思つて外を歩いているとよく雪が舞つていたりします。北国生まれの人からすると、なんでこれくらいの雪で電車が止まるの？と不思議に思われる方も多いと思います。全てが整備され機能的な大都会もこと雪や台風など自然の力には思わぬ弱点を露呈します。

最近の日本の経済状況を見ても今迄の常識では想像もできなかった日本を代表する航空会社が破綻したり、世界一の自動車メーカーが世界中でリコール問題に揺れていたり日本人としては辛いニュースが続いています。だんだんとこれまでの常識が通じなくなつてきました。ビジネスの世界でも最近の流行の言葉が「超常識」です。常識を超えたアイデアやプロセスで生き抜く時代になったというのですが、言葉で言うのは簡単ですが、「じゃあ何？」と聞かれるとなかなか答えに苦しみますね。ちなみに「非常識」にならないよう注意して、今日も「超常識」の答えを求めて日々奮闘しています。

寒

会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票貼付サービス料金

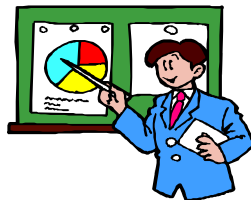
月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp



一年で最も寒い時期ですが、健康に注意してがんばろう！

